

原則トシテ補缺選舉ヲ廢止シテ一定救済ノ次是者補缺ニ止メ方ニラ得サルトキハ臨時總會其他合法的手續ニ依リ補缺ヲナシ得ルヲ以テナリ

◎ 第二十五條 本會ニ必要ナル規則ハ理事會ニ於テ之ヲ定メ評議員會ノ承認ヲ得テ効力ヲ生ズ

(10) 第三十五條ヲ右ノ如ク改ム

第三十五條 本會ニ必要ナル規則ハ理事會ニ於テ之ヲ定ム 但シ評議員會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

◎ (理由) 字句ノ整理ニ過ギズ 附 則

定款改正ノ認可アリタル際現任ノ理事會ニ評議員及定款改正ノ結果補缺スルキ役員ノ任期ハ大正十四年一月二十九日ヨリ三年間トス

(11) 附則全部削除 (理由) 附則ノ必要ナキヲ以テナリ

### 海 員 協 會

昭九、一、二五